

令和元年の地方からの提案等に関する 対応方針について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※平成30年以前の提案で、令和元年中に措置されたものは除く

令和元年度中に措置するもの

○: 令和元年の提案

◎: 平成 26～30 年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

[令和元年度中に関係省令の改正を行うもの]

- ◎ 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請について、手帳所有者の本人確認が適切に行われる場合、個人番号の記載の省略を可能とする。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定申請書等について、性別の記載を削除する。

[令和元年度障害保健福祉関係主管課長会議で周知するもの]

- 生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等について、職員が同行してサービスの提供を行っている場合は、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを周知する。
- ◎ 療育手帳に関する独自利用事務について、独自利用事務を定めた条例の制定による効果等を周知する。

[令和元年度中に通知を発出するもの]

- 障害児通所給付決定時の調査の聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用できることを通知する。

令和2年中に措置、または検討・結論を得るとするもの

○: 令和元年の提案

◎: 平成26～30年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

- 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について、対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知する。
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。
- 障害支援区分の認定の有効期間について、延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- 障害児通所給付決定の有効期間の在り方について、給付決定の実態等を調査し、その結果に基づき検討・結論を得る。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限について、延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。

令和2年度以降に措置、または検討・結論を得るとするもの

[令和2年度中に検討・結論を得るもの]

- 以下の事務・権限について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討・結論を得る。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限
- 後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討・結論を得る。

[令和3年度報酬改定までに結論を得るもの]

- 放課後等デイサービス等の職員配置基準及び障害福祉サービス等報酬の在り方について、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から検討・結論を得る。
- 重度障害児支援加算費に係る施設要件について、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討・結論を得る。

[期限の定めなし]

- 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討する。